

コロナ禍の厳しい経営環境への対応に取り組む市内事業者を支援

宮津市事業者成長支援補助金

販路開拓のための商談会等への参加、副業・兼業人材の活用、新商品・新サービスの事業化に向けた調査研究、デジタル化対応に係る事業経費の一部を支援します。

補助対象者 宮津市内に事業所を有する企業・団体、個人事業主等で事業所の経営改善やデジタル化等に取り組む者
※市税滞納者を除く

補助上限額 15万円 **補助率** 税抜額の1/2以内
(千円未満の端数切捨て)

補助対象経費 以下の①～④のいずれかのメニューに取り組むにあたって必要となる経費（コンサルティング経費、研修経費を含む）
※1事業者あたり1つの取組みまで（1月31日までに完了するもの）

① デジタル化対応に係る事業

キャッシュレス決済やセルフオーダーシステム等の導入、会計システムの改修（インボイス対応など）、店舗内Wi-Fi整備、ECサイトの導入に係る備品購入費、工事費、手数料等

② 販路開拓に係る事業

製品やサービスをPRするための展示会、見本市、商談会への出展料
展示会等のパンフレット、チラシ、案内状、Web広報に係る広告宣伝費
出展にあたり必要な移動に伴う旅費 等

③ 副業・兼業人材の活用に係る事業

副業・兼業人材の雇用に係る委託料、報酬、謝金
副業・兼業人材が居住地から就業地まで公共交通機関等で移動する際の交通費及び宿泊費等

④ 複数事業者での調査研究に係る事業

実験、性能評価、市場調査、試作品の製造等を他社に発注した際の委託料、共同研究費
試作品や実験の原材料購入費

※対象経費に関する留意事項

○汎用性の高いノートパソコンやタブレットの購入費は対象外です。
○展示会等の説明員や販売員に係る経費は対象外です。
○調査研究において本業（販売）に使用する原材料費や機器等の購入費は対象外です。
※ 詳細については、市HP等で公表の申請要領をご確認ください。



申請方法等

郵送又は窓口[※]に直接提出 (宛先裏面)

申請期間

令和4年5月20日(金)から令和5年1月31日(火)まで(消印有効)

※ただし、予算上限額(600万円)に達した場合は早期に終了する場合があります。

※申請書等は市HPの他、市役所窓口・宮津商工会議所に配架しています。

※申請に必要な提出書類等については右面をご確認ください。

申請の流れ

交付申請時、実績報告時にそれぞれ下記の書類を提出してください。
(事業計画の変更がある場合は、別に変更申請が必要です。)

① 交付申請

様式第1号～4号、見積書、登記事項証明書の写し（法人のみ）又は市内で事業を営んでいることがわかる書類（個人事業主のみ）は必須です。それ以外は事業内容により必要に応じて提出してください。

- 宮津市事業者成長支援補助金交付申請書（様式第1号） ※共通
- 事業計画書（様式第2号） ※申請する事業区分により様式を選択ください。
- 収支予算書（様式第3号） ※共通
- 同意・宣誓書（様式第4号、代表者の方の署名又は押印が必要です） ※共通
- 見積書
- 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
- 市内で事業を営んでいることがわかる書類（個人事業主等の場合のみ）
例 営業許可書や免許証の写し、商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書の写し
- 現状写真、図面、外観イメージ等（工事を伴う場合のみ）
- 商品説明書やカタログ等（機器等を購入・レンタルする場合、展示会で会場を使用する場合）

② 変更申請

事業内容に変更が生じた場合は、変更理由、変更による効果等を記載のうえ、提出してください。

※ただし、軽微な変更（事業内容の変更を伴わず、補助対象経費の増減20%以内）は除きます。

- 宮津市事業者成長支援補助金事業計画変更等承認申請書（様式第5号）
- 事業計画書（様式第2号、変更がある場合のみ）
- 収支予算書（様式第3号、変更がある場合のみ）
- 見積書

③ 実績報告

令和5年1月31日まで事業を完了し、提出してください。

- 宮津市事業者成長支援補助金実績報告書（様式第6号）
- 収支決算書（様式第7号）
- 証拠写真（購入・レンタルした機器等の現物、参加した展示会等の会場の様子）
- 支払証拠書類（契約書、領収書、通帳等の写し）
- 位置図、平面図（事業実施場所を記載したもの）

申請書送付

相談・問合せ

宮津市商工観光課商工係（別館1階）

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話:0772-45-1663